

相談支援事業契約書

社会福祉法人協同福祉会

障がい者・児 相談支援事業所 ほなみ

(一般相談支援事業所・指定障害児相談支援事業・指定特定相談支援事業)

相談支援事業契約書

_____（以下「利用者」という。）と社会福祉法人協同福祉会（以下「事業者」という。）は、事業者が運営する相談支援事業所「障がい者・児 相談支援事業所 ほなみ」から提供する児童福祉法に基づく障害児相談支援事業・障害者総合支援法に基づく指定特定相談支援事業・一般相談支援事業（以下、「相談支援事業」という。）について、次のとおり契約（以下、「本契約」という。）を締結します。

（契約の目的）

第1条 本契約は、利用者がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、事業者が利用者に対して必要な児童福祉法、障害者総合支援法に基づく相談支援事業を適切に提供することを定めます。

（契約期間）

第2条 障害児相談支援事業の契約の期間は、受給者証の支給決定期間と同じとし、利用者及びその保護者（以下、利用者等という。）と事業者双方から申し出がない場合は、18歳に達するまで（放課後等デイ サービスは20歳に達するまで）そのまま自動更新といたします。

指定特定相談支援事業の契約期間は 年 月 日から利用者の介護給付費支給満了日までとします。

契約満了の10日前までに、利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、かつ利用者の介護給付費支給期間終了後に改めて支給決定された場合、契約は更新されるものとします。

一般相談支援事業の契約の期間契約期間は、 年 月 日から 年 月 日とします。

（事業の主たる対象とする障害の種類とサービス内容）

第3条 事業者は別紙「重要事項説明書」に記載している主たる対象とする障害種別の利用者に対して、同じく別紙「重要事項説明書」に記載しているサービス内容を提供します。

（サービス利用計画作成後の便宜の供与）

第4条 事業者は、サービス利用計画作成後において、次の各号に定める指定相談支援サービスを提供するものとします。

一 利用者及びその家族等と毎月一回以上面接し、経過を把握します。

二 サービス利用計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう、福祉サービス等の事業者等との連絡調整を行います。

三 指定障害者福祉サービス等の利用者負担額合計額を毎月算定し、利用者及び当該福祉サー

ビス等を提供した事業者等に通知します。

四 福祉サービス等の実施状況や利用者の状況について定期的な再評価を行い、サービス利用計画の変更、支給決定の更新申請等に必要な援助を行います。

(サービス利用計画の変更)

第5条 利用者がサービス利用計画の変更を希望した場合、または事業者がサービス利用計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、サービス利用計画を変更します。

(障害者支援施設の紹介)

第6条 事業者は、利用者が居宅において日常生活を営むことが困難になったと認められる場合又は利用者が障害者支援施設等への入院又は入所を希望する場合には、障害者支援施設等への紹介又はその他の便宜の提供を行うものとします。

(利用者負担及び実費負担額)

第7条 事業者の提供する相談支援事業に関する利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、市町村からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、利用者の自己負担はありません。

(事業者の基本的義務)

第8条 利用者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な指定相談支援サービスを適切に行います。

2 事業者は、利用者の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場にたって、指定相談支援サービスを提供します。

(事業者の具体的義務)

第9条 (安全配慮義務) 事業者は、相談支援事業の提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。

2 (説明義務) 事業者は本契約に基づく内容について、利用者等の質問などに対して適切に説明します。

3 (守秘義務) 事業者及び相談支援専門員は、本契約による相談支援事業を提供するにあたって知り得た利用者や家族の秘密について、正当な理由がある場合を除き第三者に開示することはありません。契約終了後も同様です。

4 (記録保全整備義務) 事業者は、相談支援事業の提供に関する記録を整備し、提供日から5年間保存します。

(事故と損害賠償)

第10条 事業者は、指定相談支援サービスの提供によって事故が生じた場合には、速やかに都道府県、

市町村・利用者等に連絡して必要な措置を講じます。

2 事業者は、指定相談支援サービスを提供するにあたって、事業者の責任と認められる事由によって利用者に損害を与えた場合には、速やかに利用者の損害を賠償します。

(契約の終了事由)

第11条 本契約は、以下の各号に基づく契約の終了が生じた場合に終了するものとします。

- 一 利用者が死亡した場合
- 二 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合またはやむを得ない理由により事業所を閉鎖した場合
- 三 事業者が指定を取り消された場合または指定を辞退した場合
- 四 第12条から第14条に基づき本契約が解約又は解除された場合
- 五 第2条の契約期間が満了した場合（ただし、満了前に契約更新の手続がとられた場合を除く）

(利用者からの中途解約)

第12条 利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解除することができます。この場合には、利用者は契約終了を希望する日の30日前までに事業者へ通知するものとします。ただし、利用者が入院した場合等、正当な理由がある場合には即時に解約することができます。

(利用者からの契約解除)

第13条 利用者は、事業者もしくは相談支援専門員が以下の事項に該当する行為を行った場合には、ただちに本契約を解除することができます。

- 一 事業者若しくは相談支援専門員が正当な理由なく、本契約に定める相談支援を実施しない場合。
- 二 事業者若しくは相談支援専門員が第9条第1項から4項に定める義務に違反した場合。
- 三 事業者若しくは相談支援専門員が故意または過失により利用者若しくはその家族等の生命・身体・財物・信用等を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。

(事業者からの契約解除)

第14条 事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には本契約を解約することができます。

- 一 利用者が、故意又は重大な過失により事業者若しくは相談支援専門員の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合。
- 二 利用者が通常の事業の実施地域外に転居した場合。

(苦情解決)

第15条 利用者等は、事業者が提供するサービスに関して、いつでも別紙「重要事項説明書」に記載

する苦情受付窓口に苦情を申し立てることができます。

2 事業者は、苦情が申し立てられた場合、速やかに事実関係を確認し、改善の必要性及びその方法等について、利用者等に文書で報告します。

(虐待の防止)

第 16 条 事業者は、虐待防止のための体制を整備するとともに、利用者に対する虐待を早期に発見し、適切な対応を図ります。

- 1 職員に対する虐待防止を啓発するための研修
- 2 成年後見制度の利用支援

(協議事項)

第 17 条 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は障害者自立支援法その他諸法令の定めるところに従い、利用者との誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、利用者、事業者が記名捺印の上、各 1 通を保有するものとします。

令和 年 月 日

事業者 社会福祉法人協同福祉会
障がい者・児 相談支援事業所 ほなみ
事業者住所 群馬県前橋市朝倉町 842-1
代表者氏名 所長 山口 怜生 印

利用者

住所 〒 _____

氏名 _____ 印

保護者・代理人

住所 〒 _____

氏名 _____ 印

続 柄 _____